



年 金 の し お り

日生協企業年金基金

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-9

南部ビル1階



<目次>

1. はじめに	・・・ 1
2. 基金の年金について	・・・ 2
3. 年金のお支払いについて	・・・ 4
4. 受給開始後の必要な手続きについて	・・・ 5
5. 年金にかかる税金について	・・・ 7
6. 確定申告について	・・・ 8
7. マイナンバー（個人番号）について	・・・ 8
8. 「年金だより」について	・・・ 8

< 1. はじめに >

このしおりは、日生協企業年金基金（以下「基金」といいます。）から年金の支給を受けられる方の、必要な諸手続きを記したものです。

手続きに支障のないよう、事前にご一読ください。

また、基金が支給する年金についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

なお、お問い合わせに際しては、氏名・生年月日・お手元の年金基金年金証書（以下「年金証書」といいます。）の番号等を確認させていただきます。

確認できない場合はご回答できないこともありますので、ご了承ください。

【問い合わせ先】

日生協企業年金基金 事務部業務課給付グループ

住所 〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-9 南部ビル1階

電話 03-3497-0881

FAX 03-3497-0882

E-mail coopkikin@work.odn.ne.jp

< 2. 基金の年金について >

(1) 基金が支給する年金

- ① 基金が支給する年金（以下「この年金」といいます。）は、基金の規約に基づいて、基金が支給する生協独自の年金です。
国が行っている厚生年金等とは別の年金です。国の年金を受けるためには、別途、年金事務所で必要な手続きをお取りください。
- ② 老齢給付金、並びに第一経過年金は、生協や他の企業にお勤めの場合でも受給資格を満たしている方には支払われます。
- ③ 加算年金は、基金に加入している生協にお勤めの場合は全額停止となりますが、基金に加入していない生協や企業にお勤めの場合は全額支払われます。
- ④ 第二経過年金は、補償措置の対象となる期間は支払われます。
- ⑤ この年金は、他人に譲渡したり担保に供することはできません。

(2) 支給期間

この年金の支給期間は、受給する年金の種類によって次のとおりとなります。

年金の種類	支給期間
老齢給付金	5年・10年・15年（第2制度のみ）・20年のうち選択されたいずれかの期間。年金支給開始年月、支給終了年月は年金証書の内訳欄でご確認ください。また、年金支給終了する2ヵ月前に事前のお知らせもしています。
加算年金	保証期間（15年又は17年）のある終身年金
第一経過年金	終身年金
第二経過年金	補償措置の対象となる期間

(3) 年金額

年金額は、年金の請求手続きにより、基金の規約に基づいて決定されます。決定された年金額は、年金証書や年金裁改定・支払通知書（以下「年金通知書」といいます。）に記載してお知らせしますのでご確認ください。

今後、年金額等に変更がある場合にも年金通知書をお送りしますのでご確認ください。

また、毎年1月下旬にはその年に支払われる年金の内訳を記載した年金送金通知書をお送りしますので、合わせてご確認ください。

(4) 一時金への選択替え

この年金の一時金への選択替えは、年金の種類によって次のとおりとなります。

年金の種類	一時金への選択替え
老齢給付金	受給開始後5年が経過すれば、一時金に変更することができます。ただし <u>規約に定められた事由</u> に該当した場合に限り、5年以内の選択替えが可能です。
加算年金	保証期間内であれば、一時金に変更することができます。
第一経過年金	一時金に変更することができます。
第二経過年金	一時金に変更することができません。

※規約に定められた事由は、以下をご参照ください。

- (1) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持するものが、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 受給権者がその債務を弁済することが困難であること。
- (3) 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと。

<3. 年金のお支払いについて>

(1) 支払月

- ① この年金は、次のいずれかの支払月にその前月までの分が支払われます。
また、支払日は月の初日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）となります。

支払月や支払額については、年金証書や年金通知書に記載してありますのでご確認ください。

年金額	支払月	各月の支払対象月分
9万円以上	2、4、6、8、10、12の各月	2ヵ月分
6万円以上9万円未満	4、8、12の各月	4ヵ月分
3万円以上6万円未満	6、12の各月	6ヵ月分
3万円未満	8月	1年分

- ② 1回目の支払いは、支給開始年月から初回支払年月の前月、または直前の支払月の前月までの分となるため、上表の各月の支払額とは異なる場合があります。

(2) 受取方法

この年金の請求時に指定された金融機関の口座へ、支払日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）にお振込されます。

(3) 振込金額

実際の振込金額は、年金の支給額から税金を差し引いた金額となります。
（税金の取り扱いにつきましては、7頁をご参照ください）

< 4. 受給開始後に必要な手続きについて >

(1) 「現況届」の提出

基金では、年金受給者の現況に関する確認を年1回行っています。

この確認は、住民基本台帳ネットワーク（以下、「住基」といいます。）の情報により行っていますが、確認ができなかった方につきましては、「現況届」をご提出していただくことになります。「現況届」は、誕生月の前月末に基金から送付いたしますので、必要事項をご記入いただき切手を貼付のうえ、誕生月の末日までにご提出ください。この届がご提出されないと、確認がとれるまで年金の支払いが停止されますのでご注意ください。

(2) 「年金受給者 基本情報変更届」の提出

住所や氏名が変わったとき、年金の振込口座を変えたいときには、「[年金受給者基本情報変更届](#)」（以下「変更届」といいます。）を基金にご提出ください。

変更届提出の際は、以下の点にご注意ください。

①氏名変更の場合は、変更届に次の書類を添付してください。

- 年金証書

※氏名変更時に住基で最新の氏名による現況確認ができない場合は、氏名変更に関する市町村長・区長または総合区長の証明書または戸籍抄本（証明印があり、発行から6ヵ月以内とわかる原本）を提出依頼いたしますので、ご提出をお願いいたします。

②受取方法は、本人以外の名義の口座には変更できません。また、次の書類を添付してください。

- 口座確認書類（通帳またはキャッシュカードのコピー）

③変更する事柄が2つ以上の場合、例えば引越しに伴って住所と振込口座を変更する場合などは、住所と受取方法の変更内容を1枚の変更届に記入して、基金にご提出ください。

(3) 海外へ移住されるときの手続き

海外へ移住される場合は、受給者基本情報変更届と別に手続きが必要です。

下記の非居住者に該当される方は、必ず基金までご連絡ください。

	内容
居住者	国内に住所を有し、または現在まで引き続き 1 年以上の居住を有する個人
非居住者	居住者以外の個人

また、非居住者の方へ年金をお支払いする場合の税金の取り扱いは、7 頁をご参照ください。

(4) 年金の受給者が亡くなられたときの手続き

- ① この年金を受ける権利は、受給者が亡くなられた時点で終了します。
- ② 年金の受給者が亡くなられた場合は、基金へすみやかにご連絡ください。
おって、「年金受給権者死亡届（以下「死亡届」といいます。）」をお送りしますので、基金にご提出ください。（ご連絡が遅くなりますと、年金の過払いが生じ、後日ご遺族から返金していただく場合があります。）
- ③ 老齢給付金の支給期間または、加算年金の保証期間を経過する前にお亡くなりになった場合は、残期間分をご遺族に遺族給付金（一時金）として支給します。但し、第一経過年金、第二経過年金、保証期間を経過した加算年金には、遺族給付金はありません。

なお、遺族給付金及び未払いとなっている年金を請求できるご遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他の親族の順です。

請求できるご遺族が 2 人以上いる場合、その請求は請求者が他のご遺族全員について行ったものとみなし、その支払いはご遺族全員に対して行ったものとします。

< 5. 年金にかかる税金について >

(1) 居住者の税金

源泉徴収税率は、年金額にかかわらず一律 7. 6575% (所得税 + 復興特別所得税) です。

基金から支払われる年金は雑所得で公的年金等控除の対象ですが、企業年金基金では所得税法上「扶養親族等申告書」の提出ができないため、支給額から一律 7. 5% 相当の所得税を源泉徴収することになっています。

また、2013 年分から 25 年間に亘ってお支払いする年金には、「復興財源確保法」の施行により、所得税に対して 2. 1% の復興特別所得税を加算して源泉徴収することになっています。

毎年 1 月下旬に、前年分の年金の源泉徴収票をお送りしますので、確定申告により税金の過不足をご精算ください。

※確定申告には「源泉徴収票」が必要となりますので大切に保管してください。

(2) 非居住者の税金

居住する国との租税条約の有無により下記のような取り扱いとなります。

租税条約の有無	源泉徴収税額
有	源泉徴収税額 免除 ※別途、書類の提出が必要です。
無	源泉徴収税額 = (支給額 - 控除額※) × 20.42% ※控除額 65 歳未満：5 万円 × 年金の額に係る月数 65 歳以上：9 万 5 千円 × 年金の額に係る月数

また、非居住者の方へ毎年 1 月に前年分の年金の支払調書をお送りいたしますので大切に保管してください。

<6. 確定申告について>

確定申告は毎年2月16日から3月15日までの間、住所地の税務署で受け付けていますので、申告により税金の過不足をご精算ください。

※確定申告等につきましては、管轄の税務署窓口にご相談又は国税庁のホームページ <https://www.nta.go.jp/> をご参照ください。

<7. マイナンバー（個人番号）について>

2016年1月より「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」が開始されました。

これに伴い、2016年1月以降にお支払いする年金に関して、税務署や市区町村へ提出する源泉徴収票に年金受給者のマイナンバー（個人番号）を記載する必要があります。

このため年金受給者のマイナンバー（個人番号）につきましては、年金受給者の負担にならぬよう企業年金連合会を通じて取得しますので、別段のお手続きは必要ございません。

但し、何らかの事情により取得できなかった場合は、別途基金より該当する年金受給者にマイナンバーのご提供をお願いします。

なお、マイナンバー（個人番号）が変更された場合は、基金へご連絡いただけますようお願いします。

※年金受給者のマイナンバーについては、基金の年金又は一時金の給付に係る源泉徴収票作成事務においてのみ使用します。

<8. 「年金だより」について>

年金受給者様にむけて、日生協企業年金基金の現況や報告等を「[年金だより](#)」としてホームページに掲載していますのでご確認ください。
（毎年9月に最新版を更新）